

平成23年度

福島県環境審議会全体会議事録

(平成24年1月10日)

- 1 日 時  
平成24年1月10日(火) 13時00分～16時00分
- 2 場 所  
福島県庁本庁舎2階 第1特別委員会室
- 3 議 事
  - (1) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例の改正について
  - (2) 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準等の見直しについて
  - (3) 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について
  - (4) 平成24年度水質測定計画について
  - (5) その他
- 4 出席委員  
大越則恵 加藤卓哉 佐藤幹雄 高荒智子 中井勝己 長澤利枝  
長林久夫 橋口直幸 福島哲仁 星サイ子 和合アヤ子 和田佳代子  
渡部チイ子 (以上13名)
- 5 欠席委員  
稲森悠平 後藤忍 佐藤俊彦 佐藤光俊 滝本チイ 星光祥 掘金洋子  
山口信也 (以上8名)
- 6 事務局  
(生活環境総室)  
加藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長 他  
(環境保全総室)  
齋藤 生活環境部次長(環境保全担当)、上野 一般廃棄物課長  
猪狩 水・大気環境課長 他
- 7 議事内容
  - (1) 開会(司会) 高橋 生活環境総務課主任主査
  - (2) 次に、中井議長(全体会長)から議事録署名人に加藤卓哉委員と佐藤幹雄委員を指名することが提案され、了承された。
  - (3) 議事(1)  
「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例の改正

について」

事務局（猪狩水・大気環境課長）から別紙資料に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

（高荒委員）

資料1-2の2頁「猪苗代町(2)の意見等の内容」について、「県民及び関係者への周知徹底を図ることが必要である」という意見に対して、パブリックコメントを実施したので「これでよし」という回答だったが、パブリックコメントが今回ゼロ件であった。

「県民に対して負担が増える。」という周知が徹底したという状況になっているのか。

（猪狩水・大気環境課長）

条例の改正については、環境審議会に諮る前にそれぞれ地元の猪苗代町、郡山市、会津若松市に説明して、正式に市町から意見をいただいた。その後、県で再度地元の市町に対して説明している。

県は、住民に対して直接説明していないので不足する面はあるが、市町を通じて市民、町民の意見を把握したいと市町に伝えている。

（中井議長）

改正条例の公布から施行まで1年あるが、その間に市町を通じての広報はあるのか。

（猪狩水・大気環境課長）

改正条例公布後、市や町で開催する住民説明会などがある場合は県も同行し、住民に改正内容を説明する。また、条例の改正内容についての資料を作成配布し、周知を図っていく。

（渡部委員）

資料1-1の1頁2(2)「設置が義務付けられる浄化槽型式の見直し」について、「既存の浄化槽」に対して「窒素やりんを除去するための設備を付加することができる」のか、「新しい浄化槽と交換する」のか。

（猪狩水・大気環境課長）

これは、今後「新たに浄化槽を設置する」場合は「窒素りん除去型浄化槽を

設置する」という意味である。

汲み取り、単独処理浄化槽からの転換、あるいは水環境保全を考えて、合併処理浄化槽、窒素除去型浄化槽を入れ替えようとする場合に、窒素りん除去型浄化槽を設置することになる。

今現在使用している浄化槽を、いつまでに転換しなければならないとするものではない。

(渡部委員)

新しい浄化槽に交換するまでは、窒素及びりんを除去する仕組みができていないということになるのではないか。

(猪狩水・大気環境課長)

その通りである。

猪苗代湖流域の下水道、農業集落排水の処理区域以外の地域で、汲み取り・単独処理浄化槽などを使用している潜在的な窒素りん除去型浄化槽の設置対象は、約1,000基である。

できるだけ早く窒素りん除去型浄化槽を設置することがりんの削減に繋がりを、猪苗代湖の水質を改善することにも繋がる。

既に窒素りん除去型浄化槽の高度処理分については、県と市で、3対1の割合いで負担しているが、今年度よりそれ以外の本体部分に対し11万円の整備促進費を補助している。

県ではこのような窒素りん除去型浄化槽の設置誘導を図っているので、できるだけ早く窒素りん除去型浄化槽を設置していただきたい。

(長澤委員)

資料1-2の1頁の郡山市からの意見で、「窒素りん除去型浄化槽を設置する場合、維持管理費については、非常にコストがかかる。県の補助制度の創設を希望する。」とある。それに対して県は「厳しい」と回答している。

市町村レベルで補助制度を創設するのか、それとも県が条例改正を行うので、県が財政的な支援も視野にいた対応をするのか。

(猪狩水・大気環境課長)

今現在、郡山市や猪苗代町において、個人設置型の浄化槽の管理者に対し、維持管理費の補助を行っている。

今後、個人設置型の窒素りん除去型浄化槽を設置する場合は、維持管理費も増加するので手厚く対応することもやむなしと聞いている。

会津若松市については、市町村設置型の浄化槽であり、下水道や農業集落排水と同額の使用料となっている。

(長澤委員)

各市町村で「これから先も補助制度は、維持していく」という考えのようだが、今後、猪苗代湖の水環境を守るために、多くの家庭の浄化槽の転換が必要とされる。何年先まで市町村による補助制度が維持されるのか非常に疑問である。

私の家の例だが、一昨年、単独処理浄化槽から大型の浄化槽に入れ変えた。非常に高額であり、南相馬市が3分の1を補助した。

窒素りん除去型浄化槽の設置を進めていく場合に、市町の財政負担が増えることになる。今後、県は市町の財政状況を見極めていくことが大切だ。

(中井議長)

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例の改正について、事務局より説明があった内容に沿って本審議会の答申としたい。

(委員)

異議無し。

(中井議長)

尚、この案件について知事への答申後、委員方々に答申書の写しを送付させていただくこととする。

(4) 議事(2) 「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準等の見直しについて」

事務局(猪狩水・大気環境課長)から別紙資料に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(福島委員)

条例に関することは県が決めるものであるが、1,1-ジクロロエチレンに関しては、これまでの0.02 mg/Lの基準を超える問題がどの程度生じているのか。

また、基準を0.1 mg/Lまで緩和する必要性がどの程度あるのか。

(猪狩水・大気環境課長)

平成19年度から平成21年度においては、各年度77事業場程度の1,1-ジクロロエチレンの調査を実施しているが、超過した事業場はなかった。今後、規制が緩和される方向であるため、特に影響等はないと考えている。

(福島委員)

事業場への影響も考えなくてはいけないが、法律や条例の基本的な考え方が、県民や住民の健康を考慮されたものとして、県民の健康のリスクを考慮すれば、基準値は低い方がよい。特に問題がない状況の中で基準を改正することの根拠や県民に対する説明が必要となるのではないか。

(猪狩水・大気環境課長)

環境基準や排水基準の考え方においては、最新の科学的知見に基づき、合理的なものであれば、改正するのが妥当と考えている。かつて二酸化窒素に関する基準というのは、0.02 ppm だったが、0.04~0.06 ppm へ改正された例もあり、最新の知見に基づいて必要なものは変えていく。ただし、福島委員の御意見のとおり、改正の理由については、十分説明しなければならない。国による改正の経緯については、動物実験の結果から適正な濃度としており、数値的には緩和となるが、県では、この改正は合理的なものと考えている。

(中井議員)

科学的な知見では、人体への影響は高くないということである。

(福島委員)

閾値としては問題はないということだと思われるが、放射線と同じように、ないに越したことはなく、県民がどのような判断をするかにある。この審議会の委員からも意見を出していただければと思う。

また、県民の健康を守るための条例という基本的な考え方というのは、充分認識されているのか。事業場による対応も重要だが、スタンスが違うのではないか。県としての認識を持っていただきたい。

(大越委員)

福島委員の意見はもっともだと思う。多分、国では、緩和することに対して、事業場その他関係機関への配慮があつたのではないかと思う。人間の生命を維持する上で必要なものは、きちんとしていかなければならないと思うが、基準を緩和するということは、慎重に行わなければならない。なくてよ

いものを付与することについては、どちらを優先すべきかということになってくる。県民の健康を守るということを優先的に考えれば、上乘せしているものを改正しなくてもよいのではないか。

(猪狩水・大気環境課長)

表面的にはそのような印象を受けるが、今回の改正に当たっては、国による毒性評価の見直しの結果、このような数値となっている。県で定める基準だが、通常の水域では一律排水基準と同じ数値が適用され、特別排水規制水域においては、一律排水基準の10分の1という考え方からすれば、改正せざるを得ない。

また、毒性評価の観点から、十分に安全性は確認されていることから、一貫した考え方のもとに基準を見直すのは仕方ない。その結果、基準を緩めるものであっても、県民の健康が脅かされるようなことはないとの判断から、今回の改正は妥当と考えている。

(中井議長)

県内の事業場については、基準を超えたところはないとの報告だったが、今回、基準が緩和されれば、実際に排出される濃度も緩和されることとなるのか。具体的には、排水処理の技術、設備等が一定のものであれば、基準が緩くなることに伴って、排出濃度が高くなることはないと考えられる。事業者による排出基準を遵守するための設備投資及びランニングコストの観点では、基準が緩和されることにより、事業場から排出される濃度が高くなるのか。事務局ではどのように考えているのか。

(猪狩水・大気環境課長)

基準が緩和されても、現行の基準を満たしている事業場においては、相応の対策が講じられているため、十分な処理がされなくなるということにはならないと考えている。排水基準が改正された際、県では、新しい基準に基づき、超過した事業場を指導するが、そうでないものは指導しない。現在の事業場については、規制値は守られていることから、新たな対策を講じなくてもよいこととなる。規制値が緩和されたことにより、事業場への指導の基準が変わるということである。

(大越委員)

調査をしている事業場は7であったと思うが、この7事業場は、現行の基準を満たしているため、問題は生じないと思うが、それ以外で、条例が適用さ

れる新たな事業場があるのかを教えてください。

(猪狩水・大気環境課長)

7事業場ではなく、77事業場である。排水規制の対象は、水質汚濁防止法に基づく特定施設、つまり水質汚濁物質を排出する生産施設などが特定施設であり、この特定施設を有している事業場が該当する。法で定めていない物質、福島県特有の汚濁物質を排出するような施設は、生環条例に基づく排水指定施設、つまり排水指定事業場として該当する。さらに、排水規制の項目は、これら全ての事業場に適用されるものであり、有害物質であるために77事業場しか適用されないというわけではない。

また、県では、全事業場を調査するわけではなく、業態によっては1,1-ジクロロエチレンを製造工程で使っていない事業場もあるため、このような事業場は調査せず、有害物質を使用している事業場を中心として、年々、調査対象事業場を変えながら、項目として1,1-ジクロロエチレンを排出するおそれがある事業場を選択している。調査の結果、基準を超えた事業場に対しては、改善を指導することとなる。

(中井議長)

個人的な意見となるが、有害物質の量が少なければ健康への影響は小さくなると思うが、科学的な知見ではどこまでであれば、健康に影響がないのか。これらが今回の改正の判断に結びついていると思われるが、厳しい基準を事業場が遵守し、基準超過もない状況にあるものを何故緩めるのか。一方で、それ以外の化学物質を全部ゼロに出来ているかというところではないが、放射線の問題と同じで、どのレベルまでであれば、人体にリスクがあるのかという判断があったと思われる。一般的には、有害と思われるものが一切排出されないことがよいことは誰も否定しない。どの数値をもって判断するのかについては、国で検討された結果、この物質については、基準を緩めても影響がないという判断が、今回の提案の根拠になっていると思われる。議論の出発として、リスクをどこで捉えるのかということである。

(猪狩水・大気環境課長)

資料2-2の3頁の4の横長の表を基に説明するが、国の一律排水基準が0.2 mg/Lから1 mg/Lに改正され、県内では特別排水規制水域の指定がないことから、すべての地域において、1 mg/Lが適用されることとなる。上乘せ条例の特別排水基準を変えなければ、現行の0.02 mg/Lだけが残ってしまうこととなり、不都合が生じることから、一律排水基準と同じように上乘せ条例も

改正することになる。条例における一般の公共水域に係る全ての有害物質の排水基準は、国の基準を受けて定めることとしており、特別排水基準というのは、一律排水基準の10分の1としていることが前提となる。委員の御意見も承知するが、これらの前提があつて、今回の見直しがある。

(福島委員)

リスクアセスメントとリスクマネージメントと同じなのだが、リスクアセスメントからいえば、以前に0.02 mg/Lの基準が定められた時点で、何らかの根拠、科学的知見があつたと思うが、どのような経緯で0.1 mg/Lとなつたのか。我々はこの科学的知見や裏付けが分からないため議論はできないが、国は、魚への影響がなく、人体にも大きな影響がないことの調査結果を表した。リスクマネージメントの問題としては、県がこの結果を合理的であるとして、国の基準で問題ないと判断するならよいが、国が決めたからという考えではなく、基準を緩和するためには、それなりの県民への説明が必要であり、県がリスクマネージメントをしたということを示す必要がある。つまり、国の調査結果は妥当であつて、十分な根拠があつたとしても、このように決めたということの説明しなければならない。このスタンスを整理していただければ、あとは県が決めることであり、県民も賛成したということになれば、その基準でよいと思われる。

(猪狩水・大気環境課長)

福島委員から御指摘があつたように、県のスタンスを十分に認識した上で、県民に説明していきたい。ここで前提となっているのは、国で定めた基準の背景や資料等から判断し、妥当性があることである。

(中井議長)

結論として、国の判断をなぜ妥当と考えたのか、国が緩和した理由が妥当であることを県が判断したことについて、具体的に説明していくことによって対応していくことでよろしいか。

本件については、見直しの理由、県の考え方を示していただいくものとして、改正することとしたい。

なお、今後、知事への答申後、委員の皆様へに答申書の写しを送付させていただくこととする。

(5) 議事(3)「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について」事務局(猪狩水・大気環境課長)から別紙資料に基づき説明が行われ、

以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(長澤委員)

資料3-1の諮問の中の水質類型指定について、今回は8湖沼となっているが、それ以前の類型指定の水域を教えてください。

それから、資料3-2の文頭の「達成期間を直ちに達成とすることが適当」の意味を教えてください。参考資料3の7頁を見ると、もうすでに全亜鉛が環境基準以下であり、すでに達成されているのであれば、「直ちに達成」ではなく「達成されている」という表現はどうか。

(猪狩水・大気環境課長)

以前の類型指定状況については参考資料の3の10頁に記載されている。

「達成期間を直ちに達成とすることが適当」の意味について、毎年実施している測定結果を見ると全亜鉛が環境基準以下を達成しているので、今後環境基準を設定しても直ちに達成出来るという意味である。これは国の決め方で、達成期間については、「直ちに達成」、「5年以内で可及的速やかに達成」、「5年を超える期間で可及的速やかに達成」、「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める」という表現を使うと決まっている。

(長澤委員)

今回は全亜鉛が環境基準以下ということで、水域類型の見直しをするという理解でよいか。

(猪狩水・大気環境課長)

参考資料の3の10頁の表については、BODなどの生活環境項目の類型指定した河川において、水生生物の類型指定を平成18年度から行ってきた実績である。

(和田委員)

参考資料の3の10頁に24年度以降に海域の類型について検討予定とあるが具体的にどのように考えているのか。

(猪狩水・大気環境課長)

海域の類型指定の場合は、主に湾の中とか、閉鎖性水域について指定するよ

うになっており、福島県では松川浦が該当する。原則として、水生生物について該当する水域については、全て指定するとなっているので、指定する方向に進めて行きたい。しかし、現在、松川浦は大震災の影響により一部が崩壊している状況であるので、来年度以降に指定について検討していきたい。

(中井議長)

海域での類型指定について、原発事故との関連で指定が難しい地域もあるのではないかと。具体的な指定の計画は、影響のないところから行うという理解でいいのか。

(猪狩水・大気環境課長)

福島県内で海域の水生生物類型指定に該当するのは松川浦のみである。外洋については、海流の動きがあるので原則として指定しないということになっているため、今後するつもりはない。

(長林委員)

指定の問題ではなくデータについてだが、毎年県の水質年報を見ていると、大腸菌群数が増えている。色々な条件がある中で、短い間に大腸菌が増えている原因についての考えを教えてください。

(猪狩水・大気環境課長)

大腸菌群数は近年少し高くなる傾向があるのだが、猪苗代湖の場合でいうと、年に8回水質測定を行っており、そのうち環境基準を超過するのは8月か9月の水温が高くなる時期に1回であるので、水温の影響もあると考えられる。また、大腸菌群数は、人間とか鳥類から排泄された物だけではなく、土壌由来の菌も含まれている。猪苗代湖については、pHが中性になってきているので、プランクトンが生息しやすい環境になってきている。他の湖沼も富栄養化の傾向にあるので、若干高めの状況になっていると考えている。

(中井議長)

自然的な要因なのか、人的な要因なのか。猪苗代湖の場合は、pHの問題があり、自然的な要因が大きいと思うが、県全体としてはどうなのか教えてください。

(猪狩水・大気環境課長)

猪苗代湖に関しては、BOD 流入負荷量は10年前と比べ、むしろ改善され

ているため、人的な要因はなく、それ以外の原因で中性化して、微生物が住みやすいような環境になったと言える。

他の湖沼においても、概ね、下水道等が整備されているので、人的な要因ではないと推定される。例えば、雄国沼や尾瀬沼など自然界由来だけだが、CODが高い傾向にある湖沼があり、難分解性有機物の増加が疑われている。

(長林委員)

話を聞いてデータを見直すと、CODがある程度関係しているということもあり、県の方でも、全体の環境変化に何がどのように起因しているのか検討するという機会を設定していただけるとありがたいと思う。

(星サイ子委員)

県として、漁業組合に対しては、水環境問題をどのような態度で示し、指導しているのか教えていただきたい。桧原湖や猪苗代湖では釣りが盛んであり、資料を読んでいると、漁業組合に釣りの許可をしているようだが、それに対して湖を汚さないような水環境に関する条件を提示しているのか。

(猪狩水・大気環境課長)

猪苗代湖でのオランダ釣り等については、条例で、できるだけ撒き餌をしないよう規定している。猪苗代湖では、ウグイが減っていて、オランダ釣りも行っていないのが現状である。また、会津地方振興局を中心に冬の間、檜原湖のワカサギ釣りのパトロールをして、水環境の保全に配慮するよう指導している。

(長林委員)

私は県の漁場管理委員長をしているが、内水面の漁場管理委員会では、5年に1度、漁業権を見直す際に、例えば環境基準を守る、水域を汚さないように指導し許可を出す、という立場で行っている。釣り、水質の保全については、漁場サイドでは、イワナ・ヤマメ等が健全な環境で過ごせるよう河川の水質関係など、国にも陳情しながら自然環境を守る立場で行っている。

(中井議長)

本件については、事務局より説明があった内容に沿って条例の改正について答申したい。

なお、この案件について知事への答申後、委員の皆さんに答申書の写しを送付させていただくこととする。

(6) 議事(4)「平成24年度水質環境測定計画について」

事務局（猪狩水・大気環境課長）から別紙資料に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。尚、資料4-2の6頁の2の(2)のア測定地点数26メッシュを27メッシュに訂正する旨を伝える。

《質疑応答》

（渡部委員）

原発事故による警戒区域について、県では水質測定しないということだが、どこで測定するようになるのか。

（猪狩水・大気環境課長）

平成24年度は、警戒区域内の地点での水質測定は行わない。本来の目的としては、人が居住している地域における水質の状況について測定を行っているので、人の利用形態がない警戒区域内の地点については、今年度は水質測定を実施していない。今後、警戒区域の地域変更等があれば、測定する。

（渡部委員）

今は、警戒区域であるが、除染をしながら何年か後には住むという希望を持っている。水質がどのように推移していくのかは、そこに住む人間にとって、大変興味があり必要性もある。もし、県で行わないのであれば、警戒区域は、国の直轄になるような話もあるようで、国で調査をやっていただくような要請をして欲しい。

（猪狩水・大気環境課長）

河川等における放射性物質の測定については、警戒区域の中においても、国で行っている。住民の安心・安全を考えると、放射性物質の測定を行う必要がある。通常の水質測定は、警戒区域が解除されてから行う。

（長澤委員）

資料4-3の4頁の海域の所で、相双地区・いわき市地先海域とあるが、警戒区域と重なる部分がある。こちらは、ほとんど津波の被害を受けている。津波からの復旧は、進んでいない状況にある。実際南相馬市の海岸地域は、海中にも様々な瓦礫がある。例えば、35ページの178の釣師浜漁港も津波でやられている。約2,000メートル付近を調べるとなっているが、どのような方法で調査するのか。

(中井議長)

相馬周辺の津波の被害を受けているところの海域の測定計画をどのように考えているのか。

(猪狩水・大気環境課長)

資料の35頁の184から191は、県で調査するが、県では従来から民間の会社に調査を委託している。波打ち際から離れているので、船で行ってサンプリングをしてくるので、放射性物質の影響が水で遮蔽され線量等の危険性はないと考えている。海底の底には瓦礫があるかもしれないが、県で測定しているのは、表層と下層10メートルの深さなので、測定するには影響がない。今年もこれらの地点においては、全て予定通り行っているので、来年も同じ形で行う。津波の災害地域であっても、従来通りの委託で、調査実施は可能である。

(長澤委員)

海流によっては、放射性物質等々が流失している懸念があると思うので、慎重な調査をしてほしい。

(加藤委員)

水だけ測ると出ないが、底のほうには随分溜まっているという話もあるが、河川の水の中にある放射性物質はどうなっているのか。

(猪狩水・大気環境課長)

放射性物質に関しては、県と環境省で1ヶ月交互に測定している。水質における放射性物質は、最初の頃は若干水質からもでていたが、現在は水質からはほとんど出ていない。河床の土を調査すると、土壌に沈着していると同じように、川底にはセシウム134・137が検出されている。

(中井議長)

資料4-2の2頁の2(1)で、水質測定項目にpHやBODはあるが、放射性物質は含まれていないが、含めないのか。

(猪狩水・大気環境課長)

原子力の災害対策本部で、河川の放射性物質の濃度を測定している。水質測定計画には、あくまでも水質汚濁防止法に基づく測定で、放射性物質は含まれない。

(高荒委員)

資料4-3の73頁の表記「平成23年度地下水の水質測定地点数」は「平成24年度」ではないか。

(猪狩水・大気環境課長)

「平成24年度」の間違いである。

(大越委員)

放射性物質に関して原子力対策本部の測定に完全に任せて、環境審議会では触れないのはどうかと思う。責任範囲はあると思うが、何らかの形で、放射性物質に関することを付け加えることができないのか。環境の中では重大な問題であり、以前とは状況が変わったのであるから考えていかないといけない。

(中井議長)

前回の審議会でも話をした放射線の問題を環境審議会ですべてまで議論出来るのかと今の発言は関連してくると思うが、水質測定計画の中に放射性物質を入れて済むという問題ではない。土壌の問題とか色々なところで放射性物質の汚染の問題がある。

(猪狩水・大気環境課長)

水質測定計画自体に盛り込むべきという話になると、水質汚濁防止法を受け、その法律の範囲内で計画を策定するため、放射性物質は含めない。放射性物質の測定結果については、HP等により、県民にいち早く公表している。

(中井議長)

前回の審議会の中でもあったように、次年度以降環境審議会の中で放射線の問題とどういう関わり方をしていくのかの問題だと思う。是非、今の発言を含めて、環境審議会と放射線で環境を汚染された問題をどこで審議していくのか、環境審議会の役割はあるのか、ないのか、検討いただきたい。

本件については、事務局より説明があった計画について本審議会として答申したい。

なお、この案件について知事への答申後、委員の皆さんに答申書の写しを送付させていただくこととする。

(7) 議事(5)「その他」

資料5-1等に基づき事務局（小山原子力安全対策課長等）から説明が行われ、以下の質疑応答があった。

《質疑応答》

（中井議長）

前回12月に開催した報告会での御意見や御質問に答える形で、今回整理して、それぞれの担当課から御報告いただいた。何か質問等は。では事務局より。

（小山原子力安全対策課長）

先ほどの放射線モニタリングの参考資料、4頁目の東日本の空間線量について、若干説明を追加させていただきたい。

これは文科省が航空サーベイを実施した結果により作り上げたマップであるが、下部の注の覧に「本マップには天然核種による空間線量率が含まれています。」とあるように、必ずしも、この色合いが、今回の原子力事故の影響を示しているものではなく、自然放射線の影響も加味されている。具体的には、新潟県から長野県、富山県、岐阜県、静岡県の間で色が明るくなっているが、この辺については、放射線エネルギーを考慮した評価をすると、セシウム134等の濃度はかなり低くなっており、自然界に存在する、天然放射線核種の影響であろうとされている。

（中井議長）

今いただいた4つの報告について、時間もだいぶオーバーしているが、折角の機会であり、どことは問わないので、質問や意見をどうぞ。では最初に佐藤委員、次に長澤委員。

（佐藤幹雄委員）

測定装置の種類は何か。どんなもので測ったのか。

もう一つは、測定結果の中で、牛ふんの堆肥、数値が発表されていないのはなぜか。この2つをお願いします。

（中井議長）

2点目をもう一度。どの資料か。

（佐藤幹雄委員）

資料5-3の1頁一番下の牛ふんである。

(中井議長)

資料の1頁、資料5-3の1頁の一番下で、牛ふん堆肥の数値が出ていないのはなぜかという質問です。

では1点目は放射線を測定している機器について、どういう機器で測定しているのかで良いか。

(佐藤幹雄委員)

どういう条件かである。

(中井議長)

では事務局からお願いします。

(小山原子力安全対策課長)

定点モニタリングについてはNaIシンチレーションサーベイメータで、基本的には地上1メートルの高さを調査している。学校調査では50センチの高さ等でも測定している。

条件というのは、核種分析についての御質問かと思うが、これはゲルマニウム半導体検出装置を用いて、核種分析している。例えば大気中のダストだと、現在は、「不検出」とある。測定条件は、バックグラウンド、他の妨害核種の影響などを踏まえ、計測時間、試料の量などで決めていて、例えば大気中のダストについては当初から11月までは、20分程度で、1000リットルほどの空気を吸引していたが、だんだんと検出されなくなってきたので、11月以降は、もう少し検出限界を下げ、1Bq/立方メートルから0.001Bq/立方メートル程度まで検出できるよう、ハイボリウムエアサンプラーなどを利用し、低濃度まで測定している。海域、水も試料の量で検出限界が決まっており、これも現在は、検出されなくなっている。現在では、100cc程度の水が入るU8容器で測定しているが、これももっと大量の試料で迅速に分析できるよう検討している。

(中井議長)

2点目についてお願いします。

(山田不法投棄対策室長)

試料5-3で牛ふんの堆肥だけ数値が示されていないのは、各農家の敷地内にボタ山的にぽつぽつと非常に多くのものが存在していて、現在、所管する農林水産部の方では正確な数値を把握していないとのことで、このような形での

記載になっており、抽出検査で、各農家を検査した結果として約54%が暫定基準値の400Bq/kgを超過しているとの報告を受けている。

(中井議長)

今の説明に対して、佐藤委員から何かあるか。

(佐藤幹雄委員)

了解した。

(中井議長)

よろしいか。では次、先ほど手を挙げていた長澤委員。

(長澤委員)

実は、この環境審議会と今回の原子力災害との位置づけはどうすべきか、先ほどの大越委員始め、前回の会議でも意見が出たわけだが、私は、資料5-4の、この災害対策本部事務局体制を基に考えを述べさせていただきますれば、災害対策本部は全庁的にやっている、知事が本部長、各部長さんが担当責任者として、これだけの総括的な災害対策本部を立ちあげて機能しているとのこと。私たちは、これをやはり良しとして、私たちの環境審議会は、オブザーバーといたらおかしいが、災害対策本部には、復興会議があるし、復興有識者会議とか、幾つかの県民サイド、有識者、そういった方々が構成メンバーになった会議があって、それぞれメンバーが意見を出していると思う。だから我々はあくまでもオブザーバーという形で、本日のように、暫時、資料を提供していただく、そしてそれを精査した上で審議会としてここはこうあるべきではないかという場合には、委員長がパブリックコメントとかに、審議会全体のチームリーダーとして意見を提案し、その意見は活かしていくということを、生活環境部さんには考えていただく、これは今後長期にわたることであり、我々委員は、そのような立場で臨んでいくことがよろしいのではと思っている。

私は、御説明いただいた個々の汚染問題、廃棄物処理等々、除染作業等々に対し疑問も意見も持っている。でもそれはあくまでも違う形で提言していくと、つまり地域の中で、住民の中で提言の機会を捉えていく、皆さんも個々の地域の中で、やっていくと。審議会では、繰り返しになるが、オブザーバーとして、だが情報は早急に出していただく、こういうことでいかがだろうか。

(中井議長)

御意見として承っておきたいと思う。他にはどうか。

(大越委員)

長澤委員の仰るように、確かにここは色々なことを審議する場ではないと思うので、それぞれが責任を持ってそれぞれの場で発信していくことが大事だと思う。

が、今日の状況報告資料は、本当にさらっとなし書かれていない。時間も無いと言われればそれまでかもしれないが、もうちょっと詳しい、ここに書いてあるようなことは、私どもは関心を持っている立場にいるので殆どは承知しているし、もっと深いところも調べなければならないのではないかということもあるので、もうちょっときちんとした資料を出していただきたいと思う。その上でそれぞれの立場で、そしてここでも、提案できることがあれば、提案させていただく時間をとっていただきたいと思う。

(中井議長)

他には。

今、長澤委員、大越委員が言われた件だが、この環境審議会は諮問機関である。知事から諮問があり、そのことについて審議し答申し結論を出すということである。だから、オブザーバーと言われた趣旨が、どういうことであるか。従来通りの、知事から諮問された案件について議論し答申するというのであれば、本件については、今日の報告のような、「その他」扱いになるのではないかということ。一方では、県内の放射能汚染問題が現実にあるわけで、諮問される内容の中に、例えばさっきの議題のように、水の検査をするのに、放射性物質については今は別の機関で対応しているというものがあるが、5年・10年という長期間を考えると、福島県の場合、果たして、定期的に検査をやる場合に、別のところで検査してということでもいいのかとも思う。これは国の法律である水質汚濁防止法との関係もあるため県単独でできるのかという問題もあるが。

いずれにせよ県内の環境の問題を扱うのはこの環境審議会であるが、では知事から諮問される際に、原子力災害なり放射性物質の問題が、どういう形で諮問されるのか或いはされないのか。つまりオブザーバーということであれば、この問題は別なところで審議されて決めて貰って良い、審議すべきものだという風にも理解できる。私としては、オブザーバーという曖昧な言い方でどうなのか、環境審議会としての関わり方がどうなのか、もう少し検討しないといけないかなと感じている。

(長澤委員)

確かに先生が仰るとおりで、オブザーバーだと曖昧で、審議会の存在そのもの

のが曖昧ということにもなってしまうという御指摘はその通りだと思います。

今回の災害、特に原子力災害、津波等々の災害に対して、先生が仰ったように、知事の諮問がなければ出来ないということでもいいのかということであれば、もう少し私たちが積極的に関われるというか、そういうような機能を持つ必要もあるのではないかと、今先生の発言を聞いて思うが、私達は、環境に関わるということで、その大枠の中で、私たち審議会が今後向き合っていく在り方というのは、ここで一概に結論づけることは出来ないような気がする。もう少し詰めていかないと。もう災害対策本部も出来ているし、復興会議等々がかなり提言している中で、今報告として出されものを議論した内容がきちっと審議会の意見としてこれから先活かされていくのか、事務局としてその辺をどう考えているのかちょっとお聞きしたい。

(中井議長)

今後の話だと思うが、つまりこの審議会では県の環境問題について個々で審議してきているが、今回の放射能汚染の問題について、どういう関わり方がありうるのかについて、幾つかの選択肢の提示でもいいと思うので、その辺、事務局でいかがだろうか。なかなか答えにくい質問とも思うが。

(加藤生活環境総務課長)

審議会の中で、このように様々な情報を提供させていただき、色々な御意見や御質問をいただくことは大変有意義だと思うが、いただいた意見が活かされるかどうかということについては、それらが環境審議会としての提言だということ責任をもってまとめるのでなければなかなか難しいのではないかと思っている。

(中井議長)

災害対策本部も動いていて、災害対策全般に対応されていて、その中で環境問題は中心に位置するが、さりとて環境審議会に全て諮問して答申して、とはならない面があると思うが、全体の中で、今後、環境審議会で従来のルーティン的にやっていた内容にプラスして放射線汚染の問題をどうするか、議論するのはどこまでなのか。逆に言うと、「ここで議論して結論を出して欲しい」ということは、それは審議会意見として尊重されるものとして扱われると思うので、ちょっとそここのところは、全体状況を見ながら、県の方で、次年度以降、諮問事項、審議すべき事項なのかを精査していただくことにならざるを得ないのではないかと。我々だけでは県の全体状況は分からないので。なおかつ長澤委員が言われたように、学識経験者等が色々な委員会に入っていて、色々な発言

提言をされており、我々でなくとも別の方が県民の意見をきちんと saying いただいている面もあろうかと思うので、この件については、事務局で御検討いただくようお願いできればと思う。

(長澤委員)

今、中井先生が仰ったことに尽きると思う、今日の会議ではそこに尽きると思うが、一点だけ述べさせていただきたい。災害対策本部、それに付随する復興会議等々の機関が、非常にフル稼働していることは、私は承知している。ただ、今日報告いただいた内容、これは非常に大雑把な内容であるが、内容が非常に多岐に渡り、非常に多くの施策が盛り込まれ、それらが実施段階を迎えている中で、一点だけ述べさせていただくが、本日見させていただいた施策、つまり県サイド、復興会議等々の盛り込まれた復興計画、実施計画と、現場、つまり被災地と被災した地域住民の思いにはどうしても距離感があるので、その辺は、十分に、県民と同じ思いでやっていただくことをよろしくお願いしたい。

(中井議長)

予定の時間かなりオーバーしているが、他にいかがか。

それでは、今回、資料5-1～4について説明いただいたが、県民の関心の高い内容でもあるので、今後とも、本審議会で、その他の報告事項としてその都度報告いただきたいと思いますと思っている。

それでは、その他、何かないか。

各委員から発言はなく、以上ですべての議事は終了した。

(8) 閉会 (司会) 高橋生活環境総務課主任主査